

児童福祉法施行細則及び社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第三十五号

児童福祉法施行細則及び社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第一条 児童福祉法施行細則(昭和四十二年広島県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、里親の認定等に関する省令(平成十四年厚生労働省令第百十五号。以下「里親省令」という。)」を削る。

第四条第二項中「(呉市にあつては、呉地域保健所長)」を削る。

第五条の八の次に次の一条を加える。

(児童自立生活援助事業の実施申込み)

第五条の九 省令第三十六条の二十六第二項の規定により知事に提出する申込書は、別記様式第六号の九によるものとする。

第六条の二第一項中「里親省令第六条第一項及び第二項(里親省令第十五条、第十七条及び第二十条)」を「省令第三十六条の三十七(省令第三十六条の四十三)」に改める。

第七条の三を次のように改める。

(児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業)

第七条の三 法第三十四条の三第一項及び第二項の規定による届出は、別記様式第九号の四による開始(変更)届出書によつて、開始については事業開始の予定日の一月前までに、変更については変更の日から一月以内になければならない。

2 法第三十四条の三第三項の規定による届出は、別記様式第九号の五によつて、廃止又は休止の予定日の一月前までにしなければならない。

3 法第三十四条の三第三項の規定により休止を届け出た者は、休止した事業を再開しようとするときは、再開予定日の一月前までに、別紙様式第九号の六による届出書を知事に提出しなければならない。

第七条の三の次に次の一条を加える。

(一時預かり事業)

第七条の四 法第三十四条の十一第一項の規定による届出は、別記様式第九号の七によつて、事業開始予定日の一月前までにしなければならない。

2 法第三十四条の十一第二項の規定による届出は、別記様式第九号の八によつて、変更の日から一月以内になければならない。

3 法第三十四条の十一第三項の規定による届出は、別記様式第九号の九によつて、廃止又は休止の予定日の一月前までにしなければならない。

4 法第三十四条の十一第三項の規定により休止を届け出た者は、休止した一時預かり事業を再開しようとするときは、再開予定日の一月前までに、別記様式第九号の十による届出書を知事に提出しなければならない。

第十五条中「地域事務所」を「厚生環境事務所」に改める。

第二十条中「第七号」の下に「、第七号の三」を加える。

第二十一条第三項中「の設置者」の下に「並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び児童自立生活援助事業を行う者（以下この条において「設置者等」という。）（」を加え、「又は第七号」を「、第七号又は第七号の三」に、「しよつとする設置者」を「しよつとする設置者等」に改め、同条第四項中「同項の児童福祉施設の設置者」を「設置者等」に、「しよつとする設置者」を「しよつとする設置者等」に改め、同条第五項中「第三項の児童福祉施設の設置者」を「設置者等」に改める。

別記様式第六号の八の次に次の一様式を加える。

様式第6号の9（第5条の9関係）

児童自立生活援助施設入所申込書

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（入所希望者との関係： ）

次のとおり児童自立生活援助施設に入所したいので申し込めます。

入 所 希 望 者	氏名	男・女	生年月日	年 月 日	入所希望者との続柄
	住所		職業	（ 歳）	
保 護 者	住所		連絡先		
	入所を希望する施設名	第1希望			
		第2希望			
入所を希望する理由					
入所を希望する期間	年 月 日から	年 月 日まで			
生活保護受給の状況	あり(平成 年 月 日保護開始)	なし			
中国残留邦人等に係る支援給付の状況	あり(平成 年 月 日支援給付開始)	なし			

注 1 「入所を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入すること。

2 「入所を希望する期間」の欄には、入所を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入すること。

3 「生活保護受給の状況」及び「中国残留邦人等に係る支援給付の状況」の欄には、該当のものを で囲むこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付書類 徴収額決定のために必要な事項に関する書類(課税証明書等)

別記様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号（第 6 条の 2 関係）

No.	平成 年 月 日
経由センター	

里 親 認 定 申 請 書
平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

里親になりたいので、次のとおり申請します。

希望する里親の区分	養育里親	専門里親	養子縁組希望里親	親族里親	
里親希望の理由					
里 親 申 請 者					
郵便番号 住 所	電話				
交通目標等					
本籍					
里 父	氏名 職業	年 月 日 生 誕 健康状態	里 母	氏名 職業	年 月 日 生 誕 健康状態
里親と起居を共にする者					
氏 名	生年月日	性 別	里 父 母 との関係	職 業	健 康 状 態

希望する 児童	年齢	養育希望期間	その他の希望事項
養育の方針			
過去の里親経験の有無 広島県以外で経験のある 場合は都道府県名を記入			
有 ()		都道府県) ・ 無	
里親認定前研修了 (予定)年月日	年 月 日	専門里親研修了 (予定)年月日	年 月 日

- 注
- 1 印欄には，記入しないこと。
 - 2 希望する里親区分には，該当する区分に 印を付けること。
 - 3 親族里親希望者は，この申請の前に申請者の住所を管轄することも家庭センター所長の許可を得ておくこと。
 - 4 「交通目標等」欄には，鉄道下車駅，バス停留所等及びそれから家までの距離を記入すること。
 - 5 「里父」とは男性の里親申請者，「里母」とは女性の里親申請者のことをいう。
 - 6 「養育の方針」欄には，児童の養育に対する考え方などについて具体的に記入すること。
 - 7 この申請書には，里親希望者及びその者と起居を共にする者の履歴書，里親希望者の居住する家屋の平面図，里親認定前研修を修了若しくは修了見込みであることを証する書類又はその写し及び児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しないことを証する書類並びに里親希望者の経済状況を確認できる書類（前年度の源泉徴収票，市町村民税の課税証明書の写し等）を添付すること。
 - 8 専門里親希望者は，専門里親研修の修了証書の写しを添付すること。
 - 9 専門里親希望者は，養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること，3年以上児童福祉事業に従事した者であつて知事が適当と認めたこと又は知事が里親として必要な能力を有すると認めたことのいずれかであることを証明する書類を添付すること。
 - 10 親族里親希望者は，委託を希望する要保護児童が里親の三親等内の親族であることを証明する書類及び両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡している場合はそのことを証明する書類を添付すること。
 - 11 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とすること。

別記様式第九号の四及び別記様式第九号の五を次のように改める。

児童自立生活援助事業 開始 届出書
 小規模住居型児童養育事業 変更

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
 住所 氏名

次のとおり 児童自立生活援助事業 を 開始したい ので、関係書類を添えて届
 け出ます。
 小規模住居型児童養育事業 を 変更した

事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
	利用定員	人
当該事業所の管理者等の氏名		
職員	の	定数
職員	の	職
		務
		の
		内
		容
		職員
		の
		定数
		人
		人
		人
事業開始の予定年月日	年	月 日
建物その他設備の規模及び構造	構造	
	延面積	

注 1 不要の文字は、消すこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付書類

- (1) 設置に関する条例(案)の写し又は定款，寄附行為その他の規約
- (2) 運営規程
- (3) 当該事業所の管理者等の履歴書
- (4) 児童自立生活援助事業については，指導員の資格等を証する書類
- (5) 職員全員が児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しないことを証明する書類
- (6) 敷地の平面図並びに建物その他設備の平面図及び立面図
- (7) 建物の検査済証又は検査調査の写し（新築，改築を伴う場合のみ）
- (8) 収支予算書及び事業計画書（ただし，インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は，そのURLがわかるもの）

様式第 9 号の 5（第 7 条の 3 関係）

児童自立生活援助事業 廃止 届出書
小規模住居型児童養育事業 廃止

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住所 氏名

児童自立生活援助事業 を 廃止 したいので、届け出ます。
小規模住居型児童養育事業 を 廃止

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 当該施設の届出年月日
- 3 廃止の期日又は休止予定期間
- 4 廃止の理由
休止
- 5 現に入居している児童等に対する対応

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第九号の五次に次の五様式を加える。

様式第9号の6（第7条の3関係）

児童自立生活援助事業 再開届出書
小規模住居型児童養育事業

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住所 氏名

次のとおり休止中の 児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業 を再開しますので、届け出ます。

事業の用に 供する施設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	利 用 定 員	人	
休 止 届 出 年 月 日		年 月 日	
休 止 期 間		年 月 日 ~	年 月 日
休止後の経過及び再開理由			
再 開 予 定 年 月 日		年 月 日	
開 始 の 状 況	利用予定児童等の状況		
	職 員 の 状 況		
	そ の 他 運 営 の 状 況		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

一時預かり事業届出書

番
平成 年 月 日
号

広島県知事様

申請者 郵便番号
住所 氏名

次のとおり一時預かり事業を開始したいので、関係書類を添えて届け出ます。

事業の内容	容		
事業者 (法人)	氏名(名称)		
	住所 (主たる事務所の所在地)		
事業を行うおとする区域 (市町の委託を受けて事業を行うおとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)			
事業の用に 供する施設	名称		
	種類		
	所在地		
	利用定員	人(内訳)	
当該事業所の管理者等の氏名			
職員の定数		人	
職員	の	職	種
事業開始の予定年月日	年	月	日
建物その他 設備の規模 及び構造	構	造	
	延	面	積

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

添付書類

- (1) 敷地の平面図並びに建物その他設備の平面図及び立面図
- (2) 当該事業所の管理者等の履歴書
- (3) 建物の検査済証又は検査調査の写し(新築、改築を伴う場合のみ)
- (4) 設置に関する条例(案)の写し又は定款、寄附行為その他の規約
- (5) 収支予算書及び事業計画書(ただし、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、そのURLがわかるもの)

様式第 9 号の 8 (第 7 条の 4 関係)

一時預かり事業変更届出書
番 平成 年 月 日 号

広島県知事様

申請者 郵便番号
住所 氏名

次のとおり届出事項を変更したので、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 当該施設の届出年月日

3 変更事項の内容等

区 分	変 更 前	変 更 後
変 更 事 項 の 内 容		
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	平成 年 月 日	

注 1 変更の内容が建物その他設備の規模及び構造の場合には、各種目別に詳細に記載し、変更後の平面図及び立面図を添付すること。

2 変更の内容が当該事業所の管理者等の場合には、変更後の管理者等の履歴書を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第9号の9（第7条の4関係）

一時預かり事業
廃止届出書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

次のとおり一時預かり事業を 廃止 したいので、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 当該施設の届出年月日
- 3 廃止の期日又は休止予定期間
- 4 廃止の理由
- 5 現に利用している乳幼児に対する対応

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第9号の10(第7条の4関係)

一時預かり事業再開届出書

番
平成 年 月 日
号

広島県知事様

申請者 郵便番号
住所 氏名

次のとおり休止中の一時預かり事業を再開しますので、届け出ます。

事業の用に 供する施設	名 称	
	種 類	
所 在 地		
利 用 定 員	人(内訳)	
休 止 届 出 年 月 日	年 月 日	
休 止 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
休止後の経過及び再開理由		
再 開 予 定 年 月 日		
開 始 の 状 況	利用予定児童の状況	
	職 員 の 状 況	
	その他運営の状況	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第十九号を次のとおり改める。

措置費請求書

※

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置された児童のほかに 名に対する平成 年 月分措置費として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
住所 氏名

内 訳

費目	単価又は所要額 円	延べ人員 人	金額 円	備考
里親手当				
学習指導加算				
一般生活費				
幼稚園費				
一般教育費				
教材費				
交通費				
学校給食費				
見学旅行費				
入進学支度金				
特別育成費				
夏季等特別行事費				
期末一時扶助費				
就職支度費				
大立生活支度費				
職業補導費				
葬祭費				
児童用採暖費				
里親受託支度費				
合計				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

児童福祉法第二十号(終)中

「児童福祉法 第 23 条 第 1 項の規定により 措置された」
 「児童福祉法 第 27 条 第 1 項 第 3 号 措置された」

「児童福祉法 第 23 条 第 1 項の規定により 措置された」
 「児童福祉法 第 27 条 第 1 項 第 3 号 措置された」
 「児童福祉法 第 33 条 第 6 第 1 項 委託された」

「郵便番号」を「郵便番号」に、「設置者氏名」を「設置者名」に改め、同様(終)

中 「被虐待児受入加算費」を

「被虐待児受入加算費」を
 「幼稚園費」を

「葬祭費」を

「葬祭費」を
 「ファミリーホーム受託支度費」を

改める。

別記様式第二十一号を次のように改める。

様式第21号（第21条関係）

措置費等概算払精算書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

施設所在地

施設名

設置者名



第23条第1項 保護
児童福祉法 第27条第1項第3号の規定により 措置された児童等に対する平成 年
第33条の6第1項 委託
月から平成 年 月までの措置費等について次のとおり精算（の上，不足額を請
求）します。

平成 年 月 日	概算受領額	¥
精算額	額	¥
差引	不足額	¥

- 注
- 1 不要の文字は，消すこと。
 - 2 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

一時保護委託費請求書

※

児童福祉法第33条 第1項 第21項 の規定による一時保護された児童に対する委託費として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

施設又は里親住所

施設（里親）名

設置者名

印

内訳

児童名	年齢	保護期間	日数	一般生活費		その他の経費				合計金額	備考	
				単価	金額	該当費目	単価	日数等	金額			
			日		円							

注 1 その他の経費欄には、次の費目から該当する番号、単価、日数等、金額を記入し、知事が必要と認める書類を添付すること。
被虐待児受入加算費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、児童用探暖費、乳児等受入加算費

2 不要の文字は、消すこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部改正)

第二条 社会福祉施設等措置費用徴収規則(昭和四十八年広島県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(総則)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第五十六条第二項の規定により、知事が次の各号に掲げる規定による入所又は委託の措置(以下「措置」という。)をした場合は、それぞれ当該各号に掲げる者から、この規則の定めるところにより、当該措置に要する費用(以下「費用」という。)を徴収する。

一 法第二十二条、第二十三条又は第二十七条第一項第三号若しくは第二項の規定による措置 当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者(各月の初日における被措置者の年齢が、二十歳未満の場合にあつては直系血族、配偶者及びその世帯における家計の主宰者である兄弟姉妹等、二十歳以上の場合にあつては配偶者又は子に限る。))で当該措置を受けた者と同じ世帯に属して生計を一にしているものをいう。以下同じ。)

二 法第三十三条の六第一項の規定による措置 当該措置を受けた者
第二条第一項を次のように改める。

知事は、前条の規定による費用の徴収(法第二十二条の規定による入所の措置(以下「助産施設への入所の措置」という。))に係る費用の徴収を除く。)を月額によつて行うものとし、その額(以下「徴収月額」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。ただし、前条各号の措置を受けた者(以下「被措置者」という。))で二十歳以上であるものの扶養義務者に係る費用の徴収は、その月における当該被措置者に係る費用(以下「支弁額」という。))が当該被措置者の徴収月額を超える場合に行つものとする。

一 前条第一号の措置をした場合(第三号に掲げる場合を除く。次号において同じ。)
次に掲げる各月の初日における被措置者の年齢の区分に応じ、それぞれに定める金額

額

イ 二十歳未満のもの 当該被措置者及びその扶養義務者の税額等によつて別表第一

左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額

ロ 二十歳以上のもの 被措置者の対象収入等によつて別表第二左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額にその扶養義務者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額を加えた額

二 前条第二号の措置をした場合 被措置者の税額等によつて別表第一左欄に定める階層区分に応じ、同表右欄に定める徴収基準月額

三 前二号に定める徴収基準月額が支弁額を超える場合 当該支弁額

第二条第二項中「前条第一号」を「前条第一号イ」に改める。

別表第一中「児童福祉施設徴収基準月額表(扶養義務者用)」を「児童福祉施

徴収基準月額表」に定める回費標準に中「第314条の7」を「第314条の7第1項第1号及び第2項、第314条の8」に定める回費標準に中「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）」を添へ、回費標準に中「所得税法第92条第1項」を「所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項」に改め、回費標準に中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項」を加へ、回費標準に中「重症心身障害児施設」の次に「、小規模住居型児童養育事業所」を加へ、回費標準に中「情緒障害児短期治療施設通所部」の次に「、児童自立生活援助事業所」を加へる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。